

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）

特定事業活動振興計画 （案）

令和 3 年 4 月 20 日作成
令和 8 年〇月〇日変更

福 島 県

1 計画の位置付けと目的

- 「特定事業活動振興計画」（以下「本計画」という。）は、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 74 条第 1 項の規定に基づき、「認定福島復興再生計画」に即するとともに、「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」に適合して定める計画である。
- 本計画には、法第 74 条第 2 項各号に定められた内容の他、個人事業者又は法人（以下「事業者」という。）に期待する取組の例などを記載している。
- 本計画は、事業者が、特定風評被害¹がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動（以下「特定事業活動」という。）の振興を図るための計画であり、これにより、本県産農林水産物及びその加工品（以下「農林水産物等」という。）の販売等や県内への観光誘客の促進につなげ、本県における東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）からの産業の復興及び再生を一層推進することを目指す。
- 本計画に定める特定事業活動を実施する事業者が、知事の指定を受けた後、当該特定事業活動の用に供する機械等の取得等又は特定被災雇用者等の雇用をした場合、国税及び地方税の特例の適用がある。
- 県は、本計画に基づき、特定事業活動の振興を図るための施策を総合的に講じ、各市町村と連携し、全力で原子力災害からの産業の復興及び再生に取り組む。

¹ 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（法第 7 条第 5 項第 3 号）

2 特定事業活動振興計画の目標及び期間等

(1) 目標

- 原子力災害は、本県の農林水産物の作付制限や出荷制限、沿岸漁業の操業自粛といった直接の被害に加え、農林水産物を始めとする県産品の買い控え、出荷量の減少、価格水準の下落、諸外国による輸入規制措置や、海外からの旅行者を含む本県全域における観光客の大幅な減少など、風評による被害を引き起こした。今もなお、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因して、農林水産業や観光業を中心に風評の影響が根強く残り、本県の産業に影響を及ぼしている。
- これを踏まえ、本計画の目標を次のとおりとする。

ア 農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓

震災以降、農林水産物等の出荷制限解除が進展し、風評払拭に向けた様々な取組により価格は回復傾向にある。

しかし、依然として震災前の価格水準まで戻っていない品目が残っているほか、失われた取引先が回復していない事業者があるなど、農林水産業では根強い風評の影響が継続している。また、福島県産食品の購入をためらう層が一定程度存在し続けており、本県の事業者はハンディキャップを背負った状態での経済活動を強いられている。

このため、国内外へ農林水産物等の安全性に関する正確で分かりやすい情報発信を行うことにより、国内外における信頼の回復を図る。

また、農林水産物等の品質の向上やブランド力向上、地域産業6次化、新商品開発、多様なアプローチによる流通・販売促進、さらに出荷時期の拡大等安定的な供給体制の構築など、生産から流通・販売に至るまでの総合的な取組により、農林水産物等の「福島ならではの」ブランド確立・強化や、産地評価の回復と競争力及び生産力の強化、販路拡大を目指す。

イ 観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進

震災以降、風評払拭に向けた様々な取組により、本県における観光客入込数は着実に回復してきた。

しかし、教育旅行の宿泊者数が震災前の水準まで戻っていないほか、外国人宿泊客数も全国の伸び率と比較して大きく遅れているなど、風評の影響が継続している。また、本県への訪問にネガティブな層が一定程度存在し続けており、本県の事業者はハンディキャップを背負った状態での経済活動を強いられている。

このため、震災以前からの観光資源の復旧や磨き上げ、本県ならではの観光コンテンツの造成、快適で利便性の高いサービスを提供す

る体制整備の推進により、魅力ある観光地づくりを進める。

また、磨き上げた本県の魅力や復興の状況に関する正確な情報発信を行い、国内外の認識のアップデートを図り、観光誘客の促進を目指す。

(2) 期間

- 認定福島復興再生計画においては、「第3期復興・創生期間」である令和8年度から令和12年度までの5年間を計画の期間としている。
- 認定福島復興再生計画に即して作成する本計画においては、計画の期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とする。

(3) 対象業種

- 特定事業活動を実施する事業者は、特定風評被害へ対応する取組が期待される、別紙の農林水産関連産業及び観光関連産業の業種（日本標準産業分類〈令和5年6月改定〉〈令和6年4月施行〉【小分類】）に属するものとする。

3 特定事業活動の振興を図るため実施しようとする措置等

農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓や観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進に資する特定事業活動の振興を図るため、国や市町村等と連携して以下に取り組む。

(1) 農林水産関連産業

ア 農林水産物等の信頼回復

① 現状と課題

原子力災害により、本県では農林水産物等の作付制限や出荷制限、きのこ原木の利用自粛など、直接の被害に加え、農林水産物等の出荷量の減少や価格水準の下落、一部の国・地域による輸入規制措置が続いている。

こうした状況に対して、現在、本県では農林水産物等の放射性物質検査や、放射性物質の吸収抑制対策の徹底等により、出荷・流通する農林水産物等からは、基準を超える放射性物質は検出されておらず、検査結果や安全性の情報発信を行っているものの、依然として震災前の価格水準まで戻っていない品目が残っている。

今後も農林水産業におけるモニタリング検査の継続、国内外に対する正確な情報発信、正しい理解の促進へ向けた取組等により、農林水産物等への信頼回復を図る必要がある。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の1及び2に記載した目的・目標の達成に向け、根強く残る風評の影響により、依然として震災前の価格水準まで戻っていない品目が残っている中、放射性物質の検査や対策を徹底し、国内外へ正確な情報発信を行うことが重要であるため、事業者においては、農林水産物等の放射線量の低減に資する取組や放射性物質検査の充実等、農林水産物等への信頼回復に寄与する取組が期待される。

(事業者に取り組んでいただきたい取組例)

- 放射性物質の吸収を抑制するためのカリ肥料の施用等による放射性物質の影響の低減
- 非破壊検査機器等の放射性物質検査機器の導入による検査技術の充実
- 放射性物質検査結果や安全性の情報発信 等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、モ

モニタリング検査の実施等による放射性物質の検査体制を整備するとともに、消費者に向けたリスクコミュニケーション強化等、農林水産物等の信頼回復に向けた施策等を実施する。

(具体的な施策例)

- モニタリング検査を継続的に実施するとともに、検査結果を随時情報発信する。
- 放射性物質検査機器の導入・維持への支援等により、自主的な農林水産物等の放射性物質の検査体制整備を支援する。
- 放射性物質の低減技術など放射性物質関連の研究を進めるとともに、安全な農林水産物の生産のため、放射性物質の吸収抑制対策の徹底等に引き続き取り組む。
- 食品中に含まれる放射性物質や健康への影響等について、分かりやすい情報をホームページやパンフレット、広報誌等により発信し、農林水産物等への正しい理解を促す。
- 食品と放射能について、各種団体や事業者等に専門家や生産者等を派遣し、正確な知識の普及啓発や理解促進を図るための取組を実施する。 等

イ 農林水産物等の付加価値向上

① 現状と課題

原子力災害により、本県の農林水産物等は、根強く残る風評の影響により、依然として震災前の価格水準まで戻っていない品目が残っている。

こうした状況に対して、安全性の確保に加え、品質の高さや安定した供給により、本県農林水産物等が消費者や市場から選択されるよう、多様な県オリジナル品種の開発や流通促進等により、高付加価値化・オリジナリティによる競争力強化を図っている。

今後も消費者ニーズに的確に対応しつつ、経営規模の拡大や低コスト技術の導入などによる生産コストの低減、気象変動に左右されない安定した生産体制等の整備や、県オリジナル品種を始めとした優良品種の導入を進めることにより、「福島ならではの」ブランドを確立・強化し、農林水産物等の付加価値向上を図る必要がある。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の1及び2に記載した目的・目標の達成に向け、根強く残る風評の影響により、依然として震災前の価格水準まで戻っていない品目が残っている中、安全性の確保に加え、品質の高さや安定した供給により、本県農林水産物等が消費者や市場から選択され

るようになることが重要であるため、事業者においては、高品質で安定的な生産に向けた取組や、オリジナル品種等の導入、地域産業6次化等の農林水産物等の付加価値向上に寄与する取組が期待される。

(事業者に取り組んでいただきたい取組例)

- 気象変動に左右されない施設・設備の整備による高品質安定生産の維持
- 高性能設備導入による品質向上や生産工程の高効率化による生産力の強化
- I o Tやドローン等の導入による生産規模の拡大やスマート農業に関する人材の育成
- 県オリジナル品種等の導入
- 地域の多様な関係者が連携した新商品開発等の地域産業6次化や農林水産物等を活用した農家レストラン等の開設
- ふくしま県GAP（FGAP）や有機JAS、水産エコラベル等の認証取得に必要な施設・設備の整備 等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、県オリジナル品種の開発や付加価値の高い産地形成の支援、地域産業6次化等の付加価値向上のための取組の支援などの施策等を実施する。

(具体的な施策例)

- 出荷時期の拡大と安定的に供給できる生産体制構築のための施設等の導入や、付加価値の高い産地形成のための施設等の導入を支援する。
- 地域産業6次化、農家レストラン・農林漁業体験民宿施設の開設等の取組を推進する。
- 新商品開発や専門家を活用した商品改良等を支援する。
- オリジナル品種の開発等に取り組む。
- ふくしま県GAP（FGAP）や有機JAS、水産エコラベル等の認証取得を推進する。 等

ウ 農林水産物等の販路回復・開拓

① 現状と課題

原子力災害により、本県では農林水産物等の県外量販店等における取扱量の減少や、価格の下落に加え、海外においては一部の国・地域で県産食品の輸入規制が継続するなど、依然として風評の

影響が根強く残っている。

こうした状況に対して、現在、本県ではトップセールスやマスコミ・バイヤーの招へいを行うとともに、イベントの充実・強化やインターネットの活用による効果的な情報発信と販売促進を図っている。

今後も流通関係者への働きかけや一部の国・地域による輸入規制の撤廃に向けた取組を継続することにより、震災以前からの販路回復に加え、新たな販路・販売棚の開拓を図る必要がある。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の1及び2に記載した目的・目標の達成に向け、根強く残る風評の影響により、本県農林水産物等の取扱量の減少や価格の下落に加え、輸入規制が継続している中、効果的な情報発信と販売促進が重要であるため、事業者においては、県内外の量販店・飲食店等の販路の回復はもとより、新たな販路の開拓や、インターネット等を活用した新たな販売方式の導入、輸出拡大に向けた取組等の農林水産物等の販路回復・開拓に寄与する取組が期待される。

(事業者に取り組んでいただきたい取組例)

- 大型展示会や、商談会、物産展、イベント、物産フェア等への出展による新たな販路の開拓
- SNSやインターネット等を活用した新たな販売方式の導入
- 対象の国・地域や、市場のニーズに応じた品質のものを安定供給する施設等の整備
- 鮮度保持や検疫対応のための技術等の導入
- 大消費地に出荷しやすい物流拠点の整備 等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、農林水産物等の魅力等の情報発信や新たな販路拡大のための機会の創出、輸入規制撤廃に向けた取組などの施策等を実施する。

(具体的な施策例)

- サービス分野も含めた販路開拓に向け、大型展示会や、商談会、物産展、イベント、物産フェアの開催等により販売機会や企業間取引の機会を創出する。
- 卸売市場、小売店等におけるプロモーションを実施するとともに、生産者・事業者による情報発信を支援する。
- 情報発信に当たっては、各種マスメディアはもとより、日本

橋ふくしま館等の県が持つ情報発信拠点を通じて消費者に直接働き掛ける。

- 海外に向けては、国と連携し、科学的根拠に基づく正確な情報発信に取り組むとともに、政府関係者・流通関係者等への働き掛けや、マスコミ・バイヤーの招へいなど、輸入規制撤廃に向けた取組を行う。
- 現地の市場調査や在外公館等との情報交換など、輸入規制解除後の速やかな輸出再開に向けた取組を進めるほか、A S E A N諸国など新たな市場の開拓に取り組む。 等

(2) 観光関連産業

ア 観光資源の魅力増進

① 現状と課題

原子力災害により、本県の観光客入込数は、震災直後に前年の約6割にまで落ち込んだものの、その後、各種大型観光キャンペーンや周遊企画等様々な取組により、全体としては震災前の数値を上回る結果となっている。

一方、観光目的や教育旅行の宿泊者数は震災前の水準に戻っていない。ターゲットとする市場の特性に合わせた情報発信や体験型コンテンツの造成等の取組を推進してきたが、日本人延べ宿泊者数は震災前の水準には戻っておらず、外国人延べ宿泊者数は全国の伸び率と比較して鈍い状況にあるほか、教育旅行については、ワンストップ窓口の設置等により、関係機関が一体となった誘致活動に取り組んできたものの、宿泊者数は震災前と比べて7割程度までの回復にとどまっているなど、いまだ風評の影響が根強く残っている。

こうした分野における課題を解決し、今後、更に観光誘客を促進するためには、観光資源の復旧や磨き上げを継続して行うとともに、震災以降新たにに取り組んでいる被災地域での学びに焦点を当てたホープツーリズム（震災と原発事故を経験した「福島ならではの学びのツアー」）の推進や、本県の豊かな自然をいかした新たな観光コンテンツの造成等により、国内外から選ばれる観光地づくりを進めていくことが不可欠である。

さらに、本県の伝統的な加工食品や工芸品等についても、風評の影響による観光目的や教育旅行の宿泊者数の低迷等で取引に影響が生じているため、地場産業における商品力向上等に係る取組により、県全体での総合的な観光資源の魅力向上を図る必要がある。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の1及び2に記載した目的・目標の達成に向け、風評の影響が根強く残る中、国内外から選ばれる観光地・商品づくり等を進めることが重要であるため、事業者においては、観光客の満足度向上に資する商品・サービス、観光コンテンツの開発やおもてなしの提供等、観光資源の魅力増進に寄与する取組が期待される。

(事業者に取り組んでいただきたい取組例)

- 観光客の特性や宿泊スタイルのニーズに対応する宿泊施設の整備
- 主に観光客が利用する温泉設備やレジャー設備等の整備
- 外因に影響されない魅力の高い商品やサービスの開発及び磨き上げ
- 自然アクティビティ等の観光コンテンツの新しい提供や拡充
- 伝統工芸・地場産業における新たな商品、デザイン、技術の開発・活用
- 地域のホスピタリティ向上や観光推進を牽引する人材の育成等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、魅力ある商品・サービス、観光コンテンツの開発支援や本県ならではの旅行商品の造成促進などの観光資源の魅力増進に向けた施策等を実施する。

(具体的な施策例)

- より選ばれる観光地となっていくため、市町村や関係団体と連携した観光コンテンツの造成・磨き上げや商品化、流通に乗せるまでの一貫したサポートにより、地域としての魅力を底上げする。
- 東日本大震災・原子力災害伝承館などの震災後に設置された施設等との連携によるホープツーリズムを始め、県内の自然や観光資源を活用した「福島ならではの」体験の場を提供する。
- ホスピタリティの向上や福島地域通訳案内士の育成・活用を進め、おもてなし面の強化を図る。
- 本県が農産物や特色ある食文化、伝統工芸品を始めとする地域資源に恵まれた環境であることを最大限活用した新たな旅行商品の造成を促進する。
- 市場ニーズを捉え、県内の伝統工芸・地場産業事業者と、ク

リエイターや異業種との連携を進めながら、売れる商品の開発を支援するとともに、デザインの活用等を通じて、製品の潜在的な魅力を引き出し、消費者に訴求することにより販売力強化を目指す。 等

イ 観光誘客・交流の促進

① 現状と課題

原子力災害により、本県に対するイメージが低下し、国内外からの観光客が大幅に減少した状況に対応するため、教育旅行を始めとした誘客キャラバン等による丁寧な説明や、ホームページ等での正確な情報発信に努めてきた。

しかし、いまだ国内外で風評は根強く残り、例えば、教育旅行では保護者の合意形成に困難を伴うため本県が行き先とならない、国外旅行業者からは旅行者からの需要がないため商品造成につながらない、本県が含まれる旅程であっても本県の名は出さないようにしているといった声が聞かれ、現在に至るまで旅行の目的地選定等に影響している。また、インバウンドについては、一部の国で渡航注意喚起が継続されるなど、本県の観光産業回復の足枷となっている。

今後も風評払拭に向けて、国等と連携し、本県の観光や放射性物質に関する安心・安全の取組を国内外へ継続的に発信する必要がある。また、本県のイメージ回復や、本県へ訪れる価値及びその認知向上に粘り強く取り組むとともに、来県する目的の創出につながる各種イベント及び大会等の実施や、バリアフリー化・多言語化など多様な観光客を受け入れるための環境整備の促進等により、国内外から本県への観光誘客・交流の促進を図る必要がある。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の１及び２に記載した目的・目標の達成に向け、根強く残る風評の影響により、国内外において本県に対するイメージが低下し、旅行の目的地選定等に影響している中、本県の観光や放射性物質に関する安心・安全の取組を国内外へ継続的に発信するとともに、多様な観光客を受け入れる環境整備等を進めることが重要であるため、事業者においては、多様な観光客が快適で利便性の高いサービスが受けられる環境の整備や情報発信体制づくり等、観光誘客・交流の促進に寄与する取組が期待される。

（事業者に取り組んでいただきたい取組例）

- 各種施設や２次交通機関におけるＷｉ－Ｆｉ設備の整備、キャッシュレス決済の導入

- 各種施設のバリアフリー化やインバウンド等に対応した多言語化へ向けた整備
- 景観に配慮した看板や観光情報等を発信するデジタルサイネージの整備
- 観光客が本県での観光体験を容易にＳＮＳで発信でき、その発信がさらなる来県を呼ぶための情報発信体制づくり 等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、マス・セグメント特性に合わせた情報発信やイベントの実施などの施策等を実施する。

(具体的な施策例)

- 原子力災害に伴う福島への不安を解消するため、食の安全確保に向けた取組や検査結果、空間線量率の推移、復興の状況、本県の魅力や正確な情報について、テレビ、ラジオ、インターネット等多くの媒体を活用したメディアミックスや各種検査結果のホームページによる迅速な公表により、国内外に向けて効果的に発信する。
- 教育旅行については重点的に誘致活動を行う地域を選択し、学校等への訪問を行うなどの取組を強化する。
- 外国人観光客の誘客拡大については、海外のマスコミや旅行関係者を本県に招いてのＰＲや、現地及びＳＮＳを活用したプロモーションの実施などに取り組む。
- 国内外から観光客を効果的に誘致するため、市町村や地元フィルムコミッションなどと連携し、テレビや映画製作活動の誘致及び当該メディアとのタイアップを始め、鉄道、バスなどの交通事業者や高速道路会社と連携した誘客キャンペーン等を展開する。
- 国内外の多くの方々に、実際に本県に来て、見て、現状を知ってもらうため、国を始め様々な団体の協力の下、国内外の様々なイベント、スポーツ競技大会及び会議等を誘致する。
- 被災地の団体や子どもが演じ手の団体を中心とした県内の伝統芸能の公演及び交流会を開催する。
- 本県の現状を理解し“福島の今”を伝えてもらうため、国内外の福島県人会と連携し、情報発信や交流等を行う。 等

4 特定事業活動を実施する事業者の指定等に当たって

- 特定事業活動を実施することにより課税の特例の適用を受けようとする事業者は、特定風評被害により生じる課題の解決等に資する事業活動等について記載した、特定事業活動指定事業者事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、その他必要な書類とあわせて知事に申請すること。
- 知事の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）が、実施計画の変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出る必要がある。
- 指定事業者は、実施計画の実施状況について、事業年度（個人事業者は暦年）終了後 1 か月以内に知事に報告する必要がある。
- 指定事業者は、指定の要件を欠くことになった場合、指定を取り消されることがある。

特定事業活動振興計画 対象業種表(小分類)

● = 細分類の全てが対象となる業種
▲ = 細分類の一部のみが対象となる業種

大分類	中分類	番号	項目名	農林水産関連産業	観光関連産業	備考
A 農業、林業	01 農業	010	管理、補助的経済活動を行う事業所(01農業)	●		
		011	耕種農業	●		
		012	畜産農業	●		
		013	農業サービス業(園芸サービス業を除く)	●		
		014	園芸サービス業	●		
	02 林業	020	管理、補助的経済活動を行う事業所(02林業)	●		
		021	育林業	●		
		022	素材生産業	●		
		023	特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)	●		
		024	林業サービス業	●		
B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)	030	管理、補助的経済活動を行う事業所(03漁業)	●		
		031	海面漁業	●		
		032	内水面漁業	●		
	04 水産養殖業	040	管理、補助的経済活動を行う事業所(04水産養殖業)	●		
		041	海面養殖業	●		
		042	内水面養殖業	●		
E 製造業	09 食料品製造業	090	管理、補助的経済活動を行う事業所(09食料品製造業)	●		
		091	畜産食料品製造業	●		
		092	水産食料品製造業	●		
		093	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	●		
		094	調味料製造業	●		
		095	砂糖・でんぷん糖類製造業	●		
		096	精穀・製粉業	●		
		097	パン・菓子製造業	●		
		098	動植物油脂製造業	●		
		099	その他の食料品製造業	●		
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	100	管理、補助的経済活動を行う事業所(10飲料・たばこ・飼料製造業)	●		
		101	清涼飲料製造業	●		
		102	酒類製造業	●		
		103	茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)	●		
		104	製氷業	●		
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	121	製材業、木製品製造業	▲		細分類1212単板(ベニヤ)製造業、1219その他の特殊製材業を除く
		122	造作材・合板・建築用組立材料製造業	▲		細分類1222合板製造業、1225パーティクルボード製造業、1226繊維板製造業を除く
		129	その他の木製品製造業(竹、とうを含む)	▲		細分類1299他に分類されない木製品製造業(竹、とうを含む)に限る
	13 家具・装備品製造業	131	家具製造業	▲		細分類1311木製家具製造業(漆塗りを除く)に限る
		133	建具製造業	●		
	16 化学工業	162	無機化学工業製品製造業	▲	▲	細分類1624塩製造業に限る
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	200	管理、補助的経済活動を行う事業所(20なめし革・同製品・毛皮製造業)	●		
		201	なめし革製造業	●		
	32 その他の製造業	325	がん具・運動用具製造業	▲		細分類3251娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)に限る
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業	421	鉄道業		▲	細分類4217索道業に限る
	43 道路旅客運送業	432	一般乗用旅客自動車運送業		●	
		439	その他の道路旅客運送業		▲	細分類4399他に分類されない道路旅客運送業に限る
	45 水運業	453	内陸水運業		▲	細分類4531港湾旅客海運業を除く
	48 運輸に附帯するサービス業	489	その他の運輸に附帯するサービス業		▲	細分類4899他に分類されない運輸に附帯するサービス業に限る
I 卸売業、小売業	52 飲食料品卸売業	520	管理、補助的経済活動を行う事業所(52飲食料品卸売業)	●		
		521	農畜産物・水産物卸売業	●		
		522	食料・飲料卸売業	●		
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	570	管理、補助的経済活動を行う事業所(57織物・衣服・身の回り品小売業)		●	
		572	男子服小売業		●	
		573	婦人・子供服小売業		●	
		574	靴・履物小売業		●	
		579	その他の織物・衣服・身の回り品小売業		●	
	58 飲食料品小売業	580	管理、補助的経済活動を行う事業所(58飲食料品小売業)		●	
		581	各種食料品小売業	●		
		582	野菜・果実小売業		●	
		583	食肉小売業		●	
		584	鮮魚小売業		●	
		585	酒小売業		●	
		586	菓子・パン小売業		●	
		589	その他の飲食料品小売業		●	
	60 その他の小売業	602	じゅう器小売業		●	
		603	医薬品・化粧品小売業		▲	細分類6033化粧品小売業に限る
		606	書籍・文房具小売業		▲	細分類6064紙・文房具小売業に限る
		607	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業		●	

大分類	中分類	番号	項目名	農林水産関連産業	観光関連産業	備考
		609	他に分類されない小売業		▲	細分類6092花・植木小売業に限る
K 不動産業、物品賃貸業	70 物品賃貸業	704	自動車賃貸業		●	
		705	スポーツ・娯楽用品賃貸業		●	
L 学術研究、専門・技術サービス業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	729	その他の専門サービス業		▲	細分類7293通訳業、通訳案内業に限る
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	746	写真業		▲	細分類7461写真業（商業写真業を除く）に限る
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	750	管理、補助的経済活動を行う事業所（75宿泊業）		●	
		751	旅館、ホテル		●	
		752	簡易宿所		●	
		759	その他の宿泊業		▲	細分類7591会社・団体の宿泊所を除く
	76 飲食店	760	管理、補助的経済活動を行う事業所（76飲食店）		●	
		761	食堂、レストラン（専門料理店を除く）		●	
		762	専門料理店		●	
		763	そば・うどん店		●	
		764	すし店		●	
		765	酒場、ビヤホール		●	
		766	バー、キャバレー、ナイトクラブ		●	
		767	喫茶店		●	
		769	その他の飲食店		●	
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	770	管理、補助的経済活動を行う事業所（77持ち帰り・配達飲食サービス業）		●	
		771	持ち帰り飲食サービス業		●	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	781	洗濯業		●	
		785	その他の公衆浴場業		●	
	79 その他の生活関連サービス業	791	旅行業		▲	細分類7912旅行業者代理業を除く
		796	冠婚葬祭業		▲	細分類7962結婚式場業に限る
	80 娯楽業	800	管理、補助的経済活動を行う事業所（80娯楽業）		●	
		802	興行場（別掲を除く）、興行団		▲	細分類8022興行場、8025演芸・スポーツ等興行団に限る
		804	スポーツ施設提供業		▲	細分類8041スポーツ施設提供業（別掲を除く）、8043ゴルフ場に限る
		805	公園、遊園地		●	
		809	その他の娯楽業		▲	細分類8091ダンスホール、8095カラオケボックス業、8096娯楽に附帯するサービス業を除く
O 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	821	社会教育		▲	細分類8213博物館、美術館、8214動物園、植物園、水族館に限る
Q 複合サービス事業	87 協同組合（他に分類されないもの）	870	管理、補助的経済活動を行う事業所（87協同組合）	●		
		871	農林水産業協同組合（他に分類されないもの）	●		
		872	事業協同組合（他に分類されないもの）	●		